

障害や傷病 **治療と仕事の両立支援** 制度導入事業主への **助成金を拡充**しました。

環境整備助成

労働者の障害や傷病
治療と仕事を両立させるための
柔軟な勤務制度や休暇制度を導入し、
かつ、両立支援に関する専門人材を
社内に配置した事業主に対する助成

企業在籍型
職場適応援助者
を配置した場合

30万円

両立支援
コーディネーター
を配置した場合

20万円

制度活用助成

反復・継続して治療を行う必要がある
傷病を負った労働者のために、
両立支援コーディネーターを活用して
社内制度を運用し、就業上の措置を
行った事業主に対する助成

対象労働者が
有期契約の場合

20万円

対象労働者の
雇用期間に
定めのない場合

20万円

[助成金の支給はそれぞれについて1回限りです。]

専門人材について

企業在籍型職場適応援助者

企業に在籍し、同じ企業に雇用されている障害のある労働者が職場適応できるよう様々な支援を行うために、養成研修^(注1)を修了した者。

両立支援コーディネーター

主治医と会社の連携の中核となり、支援対象者に寄り添いながら継続的に相談支援等を行いつつ、個々の支援対象者ごとの治療・仕事の両立に向けたプランの作成支援等を担うために、所定の研修^(注2)を修了した者。

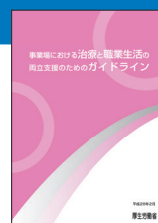
注1:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構と厚生労働大臣が指定する民間の養成研修機関において「企業在籍型職場適応援助者養成研修」を実施しています。

注2:(独)労働者健康安全機構において「両立支援コーディネーター基礎研修」を実施しています。

「治療と仕事の両立支援」は、いま求められている「働き方改革」の一環です。

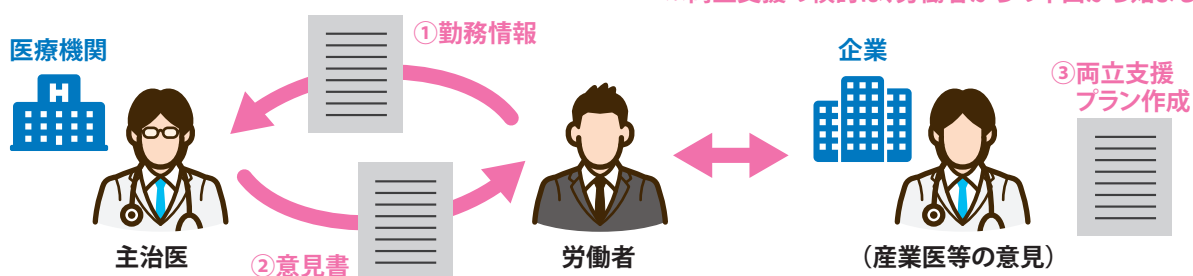
「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

治療と仕事を両立しようとする人に対して事業場はどのような対応をしたらよいのか、両立支援を行うための環境整備や個別の両立支援の進め方、様式例集をわかりやすくまとめました。



ガイドラインに基づく両立支援の進め方

※両立支援の検討は、労働者からの申出から始まる。



● 助成金の支給にあたっては、この他にも要件があります。

- ・詳しくは、都道府県労働局職業安定部またはハローワークへお問い合わせください。
- ・申請様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > **事業主の方のための雇用関係助成金**

5. 労働者の雇用環境整備関係の助成金

障害者雇用安定助成金(障害や傷病治療と仕事の両立支援コース)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

治療と仕事の両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載しています。

治療と職業生活の両立について 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



企業における両立支援に役立つ様々な情報を提供するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」も公開しています。ぜひ、参考にご覧ください。

治療と仕事の両立支援ナビポータルサイト

検索

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。